金　　融　　庁
令和３年３月８日

一時支援金の給付に伴うお願いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大により発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続を支援することを目的とした「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の申請受付が開始されました。

今後、給付が予定されている一時支援金は、事業継続の支援を目的としていることから、下記事項の取扱いに努めていただくよう、貴協会会員等に対して周知方よろしくお願いいたします。

記

当面の間、売上の回復が見込めない場合や条件変更をしている場合であっても、事業者の事業継続に支障を来すことがないよう、担保の設定や差押えの判断にあたっては、事業者の置かれている状況を踏まえた特段の配慮を行うこと。

以　上